

第1回質問回答

No.	資料名	頁	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	3	業務範囲／設計等に関する業務	設計等に関する業務を担う企業は、「管路施設ストックマネジメント計画策定業務」と「管路施設改築設計業務」の双方を担当する必要がありますか。又は、いずれか一方を担当することも可能でしょうか。	いずれか一方を担当することも可能です。
2	募集要項	10	業務実施企業に求める要件／設計等に関する業務を担う企業	募集要項 第3 3 (3) ②における「元請として完了した実績」について、JV又は共同企業体の構成員として受注し、下水道ストックマネジメント計画（管路施設）又は下水道長寿命化計画（管路施設）の策定業務を担当した実績は、参加資格要件を満たす実績として認められるでしょうか。	認めます。
3	募集要項	10	業務実施企業に求める要件／設計等に関する業務を担う企業	質問No. 2のJV又は共同企業体実績が認められる場合、出資比率、分担比率、担当業務、契約上の立場等について、実績として認められる条件があればご教示ください。	出資比率、分担比率については特に定めませんが、共同企業体構成員としての契約締結及び「元請として完了した実績」とする業務を担当する企業であることを確認できることが条件となります。なお、確認書類は様式2-3-1, 2（業務実績調書）に記載の提出書類に加え、上記の内容を確認できる書類を提出してください。
4	募集要項	10	業務実施企業に求める要件／設計等に関する業務を担う企業	実績の対象時期について、「平成24年度以降」とは、契約年度、業務完了年度、又は履行期間のいずれを基準として判断されるでしょうか。	平成24年度以降に完了した業務となります。
5	募集要項	10	業務実施企業に求める要件／設計等に関する業務を担う企業	設計等に関する業務の責任者について、参加資格確認申請時点では「配置可能」であることを示し、提案書提出時又は契約締結時に正式な配置予定者を確定する取扱いは可能でしょうか。	参加資格確認申請時点で配置を予定する者を様式2-3-2（業務実績調書（設計等に関する業務））に記載してください。但し、本事業の開始後の異動等による配置予定者の変更は、交代する者が前任者と同等の資格要件・実績（件数）を有することを前提に認めるものとします。
6	募集要項	10	計画的維持管理業務を担う企業	下水道管渠調査業務元請実績について規模等の条件設定があるのかご教授お願いいたします。	規模等の条件はありません。
7	募集要項	10	計画的維持管理業務を担う企業	資格者の配置要件として参加表明時に届出した者と今後の業務において変更可能でしょうか、1年後の資格者を現時点で決定する事は難しい状況です。また、資格者の専任や常駐等の要件があるかご教授お願いいたします。	No. 5の回答をご参照ください。 なお業務責任者に専任や常駐等の要件は求めています。
8	募集要項	10	計画的維持管理業務を担う企業	業務実績企業に求める要件として業務実績かつ資格要件がありますが、配置予定技術者の業務実績は企業の業務実績と同一業務でなくてもよいと判断してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	募集要項	10	計画的維持管理業務を担う企業 設計等に関する業務を担う企業	本業務開始が約半年以上後ということもあり参加資格申請時に提出した技術者を配置できるか現時点では判断しかねます。協議により変更可能としていただけないでしょうか。また、資格者の専任や常駐等の要件がある場合はご教授ください。	No. 7の回答をご参照ください。
10	募集要項	29	参加資格申請	提出書類で使用する構成企業の代表者名は伊丹市の指名参加申請で代表者（社長等）から受任され登録されている受任者にて記載及び捺印でよろしいでしょうか。	可とします。
11	募集要項	29	参加資格申請	配置予定技術者の業務実績証明にテクリスの写し及び仕様書等の委託概要が確認できる書類の写しが求められていますが、テクリス登録がない場合の案件について自治体提出の技術者届等にて証明する事でよろしいでしょうか	可とします。
12	様式集		・業務実績調書及び配置技術者調書（計画的維持管理業務） ・業務実績調書及び配置技術者調書（設計等に関する業務）	欄外に配置予定技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を提出することと記載されているが、健康保険証は廃止されているかと思われます。雇用関係を証明するにはどのような書類を提出すればよろしいでしょうか？	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書のいずれかの写しを提出してください。
13	様式集		委任状（代理人への委任）	代表企業が代理人に委任する場合に提出と記載されているが、これは正本を持参で提出する際に顔写真付きの身分証明書を持参し、証明するという理解でよろしいでしょうか。また、資料提出を郵送でする場合はどのようにさせていただけばよろしいでしょうか。	参加資格確認申請書・提案書提出時に単に書類を提出するのであれば、代理人の選任は必要ありません。代表者に代わって、書類を持参し提出する者が一定の判断・意思表示を行うことを想定する場合は、代理人として選任の上、代理人への委任状を提出してください（例えばその場での書類の修正・差替え等）。なお、代理人の本人確認は顔写真付きの身分証明書によるものとなります。
14	要求水準書	4	業務実施体制及び配置技術者	設計等に関する業務の責任者について、事業期間中の退職、異動、病休等により交代が必要となった場合、資格や経験を有する者への変更条件についてご教示ください。	No. 5の回答をご参照ください。